

動 検 時 報



Vol.46-5 2013.10



○ Whats New !

夏休み期間中に各所において動物検疫キャンペーンを行いました。

写真は羽田空港におけるCIQ合同キャンペーンの様子です。他省庁と連携して、効果的に実施しています。

詳細については、動物検疫関連情報を御覧ください。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 動検時報 第5号 目次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

◎ トピックス	
・ 動物検疫所防疫演習の実施について（企画管理部危機管理課）	3
・ 台湾における狂犬病の発生について（企画管理部企画調整課）	4
・ 新門司検疫場研修へのOJTの導入について（門司支所）	5
・ 稚内港における外国犬不法上陸防止対策キャンペーンについて（羽田空港支所）	5
◎ 動物検疫関連情報	
・ 子供霞が関見学デーについて（企画管理部企画調整課）	6
・ 成田支所における広報活動－CIQ手続き合同キャンペーンについて（成田支所）	8
・ 羽田空港支所における広報活動－CIQ合同広報キャンペーンについて（羽田空港支所）	9
・ 堀割川の日について（総務部庶務課）	9
・ 動物検疫所見学・説明会「ご存じですか？動物検疫」の開催について （企画管理部企画調整課）	10
◎ 所内情報	
・ 平成25年度馬パラチフスマイクロ凝集反応技術研修会の概要について （精密検査部微生物検査課）	11
・ 動物検疫所における就業体験実習について（企画管理部調査課）	12
・ 平成25年度事務官研修の概要について（総務部庶務課）	12
・ 動物検疫所における研修を終えて（研修生）	13
・ 人事異動（平成25年8月2日～平成25年10月1日）	14
・ 所内研修履歴（8～9月）	16
◎ OIE 疾病発生状況（2013年7月～2013年8月分 Vol.26-27～26-36）	17
◎ 畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（平成25年7月、8月）	18
◎ 動検通信（検疫部管理指導課長）	20

◎トピックス

・動物検疫所防疫演習の実施について

(企画管理部危機管理課)

動物検疫所では口蹄疫等の国内に常在しない家畜の伝染病のうち、特に重要な伝染病（海外悪性伝染病）が輸入検査時に摘発された場合に備え、海外悪性伝染病対策要領（以下「対策要領」という。）を定めています。

動物検疫所が対策要領を制定してから長年が経過していたことから、一昨年の家畜伝染病予防法改正による家畜伝染病に係る防疫対応の強化、国内における特定家畜伝染病防疫指針、飼養衛生管理基準の見直し等を踏まえ、海外悪性伝染病の侵入防止対策の強化に向けて、企画管理部危機管理課では対策要領の全面的な改正作業を進めているところです。

平成25年8月22日、対策要領の改正案に基づき、動物検疫所本所小会議室において動物検疫所防疫演習を実施しました。吉田所長や係留検査場所を担当する山口動物検疫課長、海外悪性伝染病の疑い時の関係各者への連絡や調整を担当する小林企画調整課長をはじめとする本所内の各部長、各課長等が参加して行われました。また、消費・安全局動物衛生課珠玖課長補佐は電話で御参加いただきました。さらに各支所ではTV会議システムを利用して防疫演習に参加しました。



防疫演習は、動物検疫所第12号畜舎において輸入検査中の豚群で口蹄疫を疑う症状を示した

個体を確認したという想定で台本を作成し、症状を確認した際、検体を動物衛生研究所へ送付するまで、病性判定前及び判定後の連絡体制等を想定した各場面の台本を読み合わせる机上演習として行いました。

演習後の検証では本所内だけでなく、TV会議で参加した各支所からも意見等が寄せられ、現在の対策要領の改正案では発生時の業務分担や連絡体制等について検討が必要であることがわかりました。今回の防疫演習で指摘された事項等も踏まえ対策要領を改正する予定です。

対策要領は改正すれば終わりというものではなく、対策要領に基づき、動物検疫所における海外悪性伝染病の摘発時に適切な防疫措置を行うことが可能なように適宜見直し等を行い、常に実用性のあるものにしておく必要があります。また、発生時には対策要領に基づいた防疫措置が滞りなく行えるよう、日頃から演習等を行い、準備しておく必要があります。

動物検疫所ではこれからも定期的に防疫演習を行い、海外悪性伝染病の摘発に備えていきます。今後は、実地で行う防疫演習等も含めて必要な防疫演習を企画し、実施したいと考えていますので、皆様の御協力よろしく申し上げます。



・台湾における狂犬病の発生について

(企画管理部企画調整課)

本年7月16日、台湾で54年ぶりに狂犬病が確認されたと公表されました。

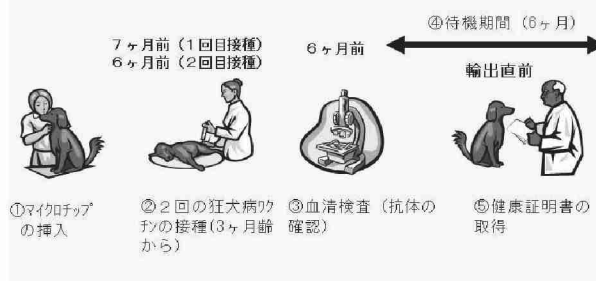
台湾では1959年3月に発生した以降は、狂犬病の発生が確認されていませんでした。本年、野生動物のサーベイランス事業として死亡していたイタチアナグマ3頭（いずれも2012年に死体が回収）を検査したところ、狂犬病ウイルスの遺伝子が検出されました。その後、複数の地方で発生が確認され、本年9月12日までにイタチアナグマ123頭、ジャコウネズミ1頭での発生が確認されおり、また野生のイタチアナグマに噛まれた飼い犬において狂犬病陽性となった例も確認されています。

この発生をうけて、我が国では7月17日から台湾を狂犬病の非清浄地域として取り扱うとともに、7月25日に狂犬病予防法における指定地域（農林水産大臣の指定する狂犬病の清浄地域、図1）から除外しました。これにより、台湾から犬等を輸入する場合は、1）マイクロチップ装着後の2回の狂犬病予防接種、2）予防接種後の狂犬病の抗体価検査（血液検査）及び3）血液検査後の180日間の待機期間が必要となりました。必要な処置が満たされない場合、最大180日間の係留検査が行われることとなります（図2）。



(図1)

狂犬病清浄指定地域以外の地域から犬、猫を輸入するために必要な条件



(図2)

狂犬病はウイルスによって感染する伝染病であり、犬だけでなく、人を含むすべての哺乳動物が感染します。感染した動物の唾液中にウイルスが排出され、噛まれることで他の動物に伝播し、治療法はなく、発症すればほぼ100%死に至ります。また感染してから発症するまで長く不定な潜伏期間があることも特徴です。我が国では1952年以降、発生が確認されていませんが、世界では多くの国・地域で発生がみられ、年間約55,000人が死亡していると言われています。

我が国は島国であるため、狂犬病の侵入を防止しやすい環境にあります。海外から輸入される動物に対しては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により一部の動物の輸入が禁止されています。また狂犬病予防法により犬、猫、きつね、あらいぐま及びスカンクを輸入する場合は動物検疫所における輸入検疫を受ける必要があります。また、国内で使用されている犬についても市町村への登録と年1回の狂犬病予防接種が義務づけられています。

動物検疫所では、今後も台湾での発生状況に注視しつつ、関連機関と連携をとりながら侵入防止を図ることとしています。

・新門司検疫場研修へのOJTの導入について

(門司支所)

門司支所では、新門司検疫場で毎年、新規採用者研修を受入れています。今年度は、本研修（8月19日～30日）にOJTを導入したので、その概要を紹介します。

まず、新門司検疫場研修を受け入れるに当たり、次の4点を研修の目的としました。

- ・豪州産肥育用素牛及びカナダ産肥育用素馬の輸入検疫業務を通じて、係留検査一連の流れを理解させるとともに、血液検査、血清学的検査等を体験させる。
- ・生きた動物（牛・馬）の安全な取扱い、家畜の習性を知るとともに、監視伝染病の特有な臨床症状を理解させる。
- ・採血、採材及び剖検の検査方法を理解させる。
- ・多頭数ロット（豪州産肥育用素牛）輸入検査の検査効率化のための工夫を知る。

係留検査業務を通じて、これらの目的を達成することになりますが、動物検疫所の職員として業務に臨む姿勢や考え方についても身につけてもらうことも目的の一つです。

受講生一人ひとりにトレーナーを配置することで、受講生毎の理解度を正確に見極め、その結果に基づいてきめ細やかな指導を行いました。また、トレーナーを担当した若手職員自らの知識・技術のブラッシュアップにもつながり、研修担当課（検疫第2課）全体のレベルアップも期待できます。

受講生は、毎日、実施した研修内容、分からなかったこと、もっと聞きたかったことなどを明らかにするため、夕方の業務復習時間に研修レポートを担当トレーナーと相談して作成することとしました。トレーナーは、追加の説明、資料の提供等を行いますが、対応できなかった課題については、毎朝の全体ミーティングにおいて、ディスカッションし問題解決を図っていきました。研修の評価については、統一した様式を定め、知識の理解、業務の理解及び研修態度に分け、担当トレーナーが評価することとしました。

受講生からは、「事前に研修資料の配付があっ

て良かった。」「疑問点について、すぐ回答して頂き、充実した研修であった。」などの感想があり、また、トレーナーからは、「受講生との距離が縮まり、責任を負ったことで、積極的に研修に取り組むことができた。」などの感想がありました。

当所としましては、これらの意見を踏まえ、今後、本研修を更に充実して参りたいと考えています。



(上：トレーナー、下：受講生)

・稚内港における外国犬不法上陸防止対策キャンペーンについて

(羽田空港支所)

平成25年7月30日、北海道稚内保健所主催の外国犬不法上陸防止対策連絡会議が開催され、当所のほか稚内保健所、稚内市役所等の関係機関が出席しました。また、会議に引き続き稚内港において外国犬不法上陸防止対策キャンペーンを実施しました。

連絡会議では、動物検疫所から北海道出張所田中出張所長より、業務の紹介のほか、平成24年に発生した咬傷事故の事例報告と、ホットトピックとして台湾での狂犬病発生について講話がありました。また、厚生労働省健康局結核感染症課の村方係長より、我が国における狂犬病対策と、狂犬病対応ガイドライン2013について講話がありました。続いて稚内保健所から近年の不法上陸犬の実態について説明があり、昨年度は12件の不法上陸、1件の咬傷事故の発生があったことがわかりました。長年の活動により、犬等の上陸が禁

止されていることは船員に認識されているものの、注意、指導を行っても繰り返し不法上陸させる悪質な事例もあり、対応に苦慮していることがうかがえました。

キャンペーンには連絡会議に出席した関係機関一同が参加し、ロシア語の啓発用テープを放送しながら、天北第一埠頭、天北第二埠頭、末広埠頭を巡回し、停泊中の船舶の船員に対し、リーフレット及び広報物（メッセージ付きティッシュ）を配布し、必要に応じ、ID番号付き首輪、リードを配布しました。キャンペーン直前に大型客船の入港があり、残念ながら普段より停泊数が少ないとのことでしたが、巡回中6隻の船舶が停泊しており、それぞれに対して啓発活動を行いました。うち2隻は犬の搭載が確認でき、それぞれ船上で繫留されていることを確認しました。また、うち1隻は、過去に犬の搭載歴ありとのことで、船員に対し呼びかけを行ったところ、保健所も把握していない新たな子犬を搭載していることが判明し、その場で首輪の手渡し、船上での繫留を指導しました。

今回の連絡会議、キャンペーンを通じ、いまだ未繫留、不法上陸の実績があることがわかり、こうしたルートから我が国に狂犬病が侵入してもおかしくはない状況であると危機感を覚えました。また、悪質な事例に対して、より厳格な対応ができないのか検討することも必要ではないかと感じました。水際での検疫を適切に実施し、狂犬病の侵入を防止するため、今後も連絡会議及びキャンペーンを継続し、関係機関と連携を図っていくことが重要であると思います。

◎動物検疫関連情報

・子供霞が関見学デーについて

（企画管理部企画調整課）

8月7日及び8日の2日間、農林水産省で「子ども霞が関見学デー」が開催されました。「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが親の職場を見学すること等を通して、親子のふれあいを深め、広く社会を知る機会とするために、文部科学省を中心に始まった取組です。

昨年度から動物検疫所は農林水産省に設けられたイベント会場に展示することとなり、子どもたちに動物検疫の仕事に関心を持ってもらうとともに、子どもたちの保護者の方たちにも動物検疫の内容を知ってもらうため、子どもたちの興味を引きつける展示となるように準備をしました。それでは当日の様子をご紹介します。



（1）犬猫の輸入検査体験

マイクロチップを装着した犬と猫のぬいぐるみ、マイクロチップリーダー、ケージ、子ども用白衣、聴診器等を準備して、犬猫の輸入検査体験をしてもらいました。写真、輸出国、名前、性別、マイクロチップ番号等が記載された検査証明書を3枚用意し、日本に到着したのはどの子かを確認するのが子どもたちにとって最大の難関ですが、マイクロチップの役割を説明する際に「個体識別」というフレーズが使えませんが、3枚の検査証明書の写真はすべて同じなので、このワンちゃんは何の子かわかるかなと問いかけて、わからないけれどマイクロチップを使えばわかるのですと説明しました。



2日間、列が途切れることはなく、非常に人気の高いコーナーでした。子どもたちだけではなく、子どもたちだけではなく、白衣と聴診器を着た子どもの写真を撮影する保護者の方もたくさんいらっしゃいました。

(2) 検疫探知犬の紹介

成田国際空港、羽田空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港に配置されている検疫探知犬をパネル及びスライドショーで紹介しました。



パネルでは、検疫探知犬がコートを着用してから、肉製品等を探知してリワード（御褒美の餌）をもらうまでの一連の流れを紹介したのですが、中には検疫探知犬の目的について質問してくる小学生もあり、感心させられました。



保護者の方からも麻薬探知犬との違い、なぜビートルなのか等様々な質問があり、検疫探知犬に対する関心の高さを感じることができました。

また、スライドショーに関心をもって、食い入

るように画面を見つめる子どもたちがたくさんいましたが、動画を用意できればさらに注目度が増すのではと感じました。

(3) 動物検疫の必要な動物、畜産物について

動物検疫の必要な動物、畜産物について、クイズ形式で説明するとともに、肉製品のレプリカを利用して、視覚的に理解できるように工夫しました。子どもたちからは、肉まんのレプリカを手にとって、これがあんまんであれば検査はいらないのかという鋭い質問もありました。



保護者の方からは、食肉の輸入国についての質問が相次ぎ、米国から輸入される牛肉の月齢規制緩和や中国からの加工食品は特に関心が高いと感じました。普段の業務では聞くことができない生の声であり、とても参考になりました。

(4) クンくん登場



当所のマスコットキャラクターのクンくん(着ぐるみ)を初日の午後、二日目の午前、午後に3回登場させました。バリィさんなどたくさんのユルキャラが登場しましたが、子どもたちの人気は絶大で、知名度も大分上がってきていると感じました。

本イベントは昨年度から参加していますが、積極的な子供たちに引張られるように、保護者の方々が動物検疫に関する質問をしていただくため、非常に効果的な広報であると感じています。来年以降も本イベントを通じて、動物検疫の周知に努めていきたいと思えます。

・成田支所における広報活動ーCIQ手続き合同キャンペーンについて

(成田支所)

海外旅行をされる皆様に、出国、入国に必要なCIQ 手続きを知っていただくため、「知って安心！」のキャッチフレーズの下、東京税関成田税関支署、東京入国管理局成田空港支局、成田空港検疫所、横浜植物防疫所成田支所及び動物検疫所成田支所のCIQ 5官署は、成田国際空港株式会社の協力を得て、昨年12月から「知って安心！CIQ 手続き合同キャンペーン」を実施しております。今回、3回目となる合同キャンペーンを出国者の多いお盆休み前の平成25年8月12日、成田空港第2旅客ターミナルビル3階出国エリアで実施しました。



(開会式挨拶：小田支所長)

キャンペーン実施に当たっては、各官庁担当者

が集まり効果的なキャンペーンとなるよう実施内容、具体的な役割分担など打合せを行いました。特に、配布パンフレットについては、海外旅行者の皆様が世界のどこからでも容易に各CIQ官庁のホームページを利用できるように、携帯端末から各官庁のホームページにアクセスできる二次元バーコードを付したCIQ 共通パンフレットとしました。

キャンペーン当日には動物検疫所のキャラクターの「クンくん」をはじめ、入管の「とりぶ」、税関の「カスタム君」、成田国際空港株式会社の「クウタン」が登場し、子供達をはじめ、近頃話題の「ゆるキャラ大集合！」となり、旅行者の皆様の人気を博しました。



一人一人の旅行者の皆様へお声掛けをする中で、「海外からお肉類を持ち帰ることはできるの?」「果物は持ち帰ることが出来るのか?」「煙草の免税範囲は何箱までか?」「ハムスターは連れて行けるのか?」などの質問が寄せられ、その都度、お互いに該当官庁職員に回答を呼びかけ、親切、丁寧に対応することができました。CIQ が一体となった広報活動を実施することができたと感じております。

また、会場に「獣医学部に進み、将来、家畜防疫官になりたいのですが、動物検疫所の仕事について教えてほしい。」と話す高校生が来られました。「動物検疫所のホームページを見てキャンペーンを知り、家畜防疫官から直接、動物検疫について聞くことのできる貴重な機会だと考えた。」とのことでした。近年、動物検疫所の認知度が飛躍的に上がっていること、高校生がなりたいたいと思う職業の一つに家畜防疫官が挙げられて

いることに、改めて身が引き締まる思いがいたしました。

成田空港のブランドネームである WORLD SKY GATE_NARITA に掲げられる「空港を利用するすべてのお客様に愛される空港作り」に、成田空港職員として動物検疫所も一丸となり、今後も CIQ 手続き合同キャンペーンなど、積極的に実施して参りたいと考えています。

・羽田空港支所における広報活動－CIQ 合同広報キャンペーンについて

(羽田空港支所)

平成 25 年 7 月 29 日、羽田空港国際線旅客ターミナルビル内で「CIQ 合同広報キャンペーン」を開催しました。



諸外国でいまだに口蹄疫や鳥インフルエンザが頻発している状況のなか、海外から家畜の悪性伝染性疾病を侵入させないよう、海外旅行に行かれる皆様には①肉製品を持ち帰らないで ②家畜関連施設には立ち入らないで という 2 点にスポットを当て、目をひく可愛いイラスト入りの広報物を自作して配付しました。

これまで羽田空港支所では植物防疫所と合同で広報キャンペーンを実施していましたが、今回は企画段階で税関の協力が得られることになり、税関との協議を重ねていく段階で入国管理局が加わり、最終的に検疫所も仲間入りして、結果的に「CIQ 合同」で実施できることとなりました。

また、前回まではチェックインカウンターが並

ぶ出国フロアで実施していましたが、より効果的な広報になるよう企画前からリサーチを重ね、深夜早朝便が多い羽田空港にあって日中で最も効果的だろうと思われる「昼前」という時間帯を設定し、場所も飲食店が並ぶフロアに変更してみました。

その甲斐あって、そして動検・植防だけではなく CIQ 合同実施という後押しもあって、まずまずの成果をあげることができたと自負しています。

広報キャンペーンは、ゴールデンウィーク前と夏休みの他、年末や春節前にも実施していますが、今後は毎回 CIQ 合同で開催することが決まりました。

動物検疫所イメージキャラクターのクンくんも税関のカスタム君とすっかり仲良くなったようです。

これからも横の繋がりを大切にして、一人でも多くの方に“動物検疫”を知ってもらえるよう頑張っていきたいと思っております。

・堀割川の日について

(総務部庶務課)

平成 25 年 8 月 18 日、堀割川魅力づくり実行委員会主催の「堀割川の日」が横浜本所の敷地内で行われました。当日は、出店、路上ライブ、子どもたちによる太鼓の演奏などが華やかに催されました。



動物検疫所では、所長の挨拶のほか、小会議室にパネル、ビデオ、クイズ、昔の写真等を展示

し、参加者の方々に動物検疫所の役割を紹介しました。

今年は去年と違って、夏休み真っ最中の開催であったこと、メイン司会に地元出身のタレントを起用したことなどから、多くの方々が参加され、大変賑わいました。

この催しは、地元への動物検疫所の信頼確保の一助ともなるため、磯子区を始め、地域住民の皆さまと協力しながら続けていくことが重要と考えています。

・動物検疫所見学・説明会「ご存じですか？動物検疫」の開催について

(企画管理部企画調整課)

平成 25 年 9 月 18 日、動物検疫の役割や重要性を広く国民の皆様を知っていただくため、農林水産省主催により門司支所新門司検疫場にて動物検疫所見学・説明会「ご存じですか？動物検疫～動物の病気をもち込まないために～」が開催されました。



動物検疫所見学・説明会は平成 20 年度に成田支所で開催して以降、関西空港支所、中部空港支所、横浜本所、羽田空港支所において毎年 1 回開催し、本開催で 6 カ所目となりました。これまでの開催場所と比較し、交通の便がよくない場所であること、係留施設での開催ということもあり、動物検疫に仕事上で関係のある方の参加が目立ちました。

本開催では門司港駅から新門司検疫場まで移

動する方向けにチャーターバスを手配しました。また、自家用車で直接新門司検疫場に来所される方が大勢いましたが、駐車スペースが十分に確保できるというのも新門司検疫場ならではの感じました。

定刻の午後 1 時半に開始し、消費者情報官の司会進行により、動物検疫所長からの開会の挨拶、動物検疫に関する情報提供として、動物検疫所の紹介 DVD を見ていただいた後、動物衛生課国際衛生対策室長から「動物検疫とは」と題して、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び狂犬病の説明と世界各地での発生状況、動物検疫の必要性等について国際的な視点で説明がありました。



その後、動物検疫所門司支所長から「動物検疫所における水際対策と広報活動について」と題して、動物検疫所の概要、動物の輸入検査を中心に水際検査、広報活動及び検疫探知犬、靴底消毒等の水際強化策について幅広い説明がありました。

情報提供が終わった後は、参加者が 2 グループに分かれて、畜舎エリアの見学と防疫資材エリアの見学を行いました。



畜舎エリアでは門司支所検疫第2課長が説明を担当し、3号畜舎、堆肥舎、解剖焼却棟及び特別隔離畜舎を見学していただき、最後に広域防除機の実演を行いました。

防疫資材エリアでは調整指導官が説明を担当し、防除テント、泡殺鳥システム、緊急防疫用資材保管庫及び移動式焼却炉を見学していただきました。事前に用意していたパネルのおかげで、よく理解いただけたのではないかと思います。

最後になりますが、通常業務で御多忙のところ、開催に向けて準備に携わっていただいた関係者の皆様ありがとうございました。

◎所内情報

・平成25年度馬パラチフスマイクロ凝集反応技術研修会の概要について

(精密検査部微生物検査課)

現在、動物検疫所における馬パラチフスの診断は、係留検査場所で試験管凝集反応（以下、TAT法）を通常検査として実施していますが、肥育用素馬など多検体でTAT法を実施した場合は大量の器具や試薬が必要であり、検査時間も長時間となります。馬パラチフスの診断法には、TAT法以外にも96穴マイクロプレートによるマイクロ凝集反応（以下、MAT法）があり、国内では馬パラチフス清浄化対策推進事業で使用されています。MAT法はTAT法とほぼ同じ原理の手法ですが、多検体処理が容易であり、コストの削減や検査の省力化が期待できます。



(実技風景)

平成21年度の動物検疫所業績発表会において、神戸支所大阪出張所より輸入馬血清におけるTAT法とMAT法を比較検討した結果、両法の結果には強い相関性があり、馬パラチフスの検査法としてMAT法を利用できる可能性が示唆されました。それを受けて、馬パラチフスの検査法としてMAT法の導入を検討するため、平成23年度より様々な条件下で両法の比較検討を行ってきました。その結果、両法には各条件下においても強い相関性があることを確認しました。

MAT法の判定は微小な非凝集抗原の沈降の有無によって判定を行うため、正確に判定を行うための習熟が必要であり、係留検査場所にMAT法を導入するに当たっては技術研修が必要と考えられました。

このため、8月22日から2日間、日本中央競馬会（JRA）競走馬総合研究所栃木支所より丹羽秀和主査を講師として招き、動物の係留施設の検査担当者6名（本所動物検疫課、北海道出張所胆振分室、成田支所検疫第3課、神戸支所検疫課、門司支所検疫第2課及び鹿児島空港出張所）及びSOP作成担当の管理指導課1名を招集し、平成25年度馬パラチフスマイクロ凝集反応技術研修会を開催しました。



(馬パラチフスの講義風景)

研修初日は、講師よりMAT法の原理等について説明を受けた後、検査研修棟にて馬血清65検体を用いて実技を行いました。また技術研修以外に、講師より馬パラチフス全般（疫学・病原・検査）について講義がありました。研修2日目は、MAT法の判定を入念に行いそれぞれの結果

を比較検証しました。また意見交換会を設け、腺疫やサルモネラ症など、馬パラチフス以外の論題について意見を交わし、講師より有意義な意見をいただきました。最後にMAT法の導入の予定について当課より説明を行い閉会しました。

MAT法は馬防疫検討会の専門会議でも本格導入に向けた検討がされる予定です。専門会議に向け、今後は各係留検査場所において一定の期間MAT法を試行し、その結果を比較検討した上で馬パラチフスの診断としてMAT法を導入することを予定しています。当課においても、今回の研修より得られた課題解決について外部機関協力の下取り組んでいき、MAT法をスムーズに導入できるよう努めていきます。

・動物検疫所における就業体験実習について

(企画管理部調査課)

動物検疫所では毎年、当所への就職を進路の一つとして検討している獣医・畜産系の学生を対象として、2週間程度の就業体験実習を実施しています。

本年度は、参加を希望する学生が実習希望先を選択する参考となるよう、各受入部署における業務や実習内容に関する資料を作成し、獣医・畜産系大学への案内を行いました。あわせて当所ホームページでの募集を行ったところ、25名の募集に対して17大学40名の応募をいただき、動物検疫に対する関心の高さがうかがえました。

各部署2名ずつ、希望する全国13か所の動物検疫所に配属し、8月から9月の間に約2週間の実習を行いました。各受入部署においては関係各所と連携し、港湾における畜産物検査、空港における携帯品検査及び輸出入犬等の検査、係留検査場所における動物の輸入検疫業務等の実習といった、一部の業務に特化することがないよう配慮した実習内容となりました。本所の企画管理部では、実際の行政事務を体験し、動物検疫業務を円滑に実施するための調整業務や、陰で動物検疫を支える業務システム、防疫資材の重要性について理解いただきました。いずれの受入先において

も、実習生は真摯な態度で実習に取り組んでおり、現場を体験することによって動物検疫に対する印象が大きく変わったという感想があげられました。

動物検疫所では、来年度も就業体験実習生の募集を予定しています。今回の実習結果を基に、より有意義な実習となり動物検疫により関心を深めてもらえるよう、努力していきたいと考えています。

・平成25年度事務官研修の概要について

(総務部庶務課)

平成25年度の事務官研修は、平成25年7月17日から7月19日の3日間、横浜本所の小会議室及び大会議室において各支所から会計担当事務官を対象に9名で参加しました。

1日目は午後から講義が行われ、はじめに、動物検疫所を取り巻く情勢を事務官にも理解してもらうため「動物検疫所をめぐる情勢」を企画調整課長より講義してもらいました。次に、(株)フィスメックコンサルティング事業部ゼネラルマネージャー 柿沢敏紀氏を講師に迎えメンタルヘルスの研修として、「ストレスと上手な向き合い方」を講義していただきました。この課題には、研修生のみならず、本所各課からも参加していただき受講したところです。1日目の最後は「情報公開制度について」を行政文書管理を交え佐藤補佐が講義しました。

2日目は経理関係をメインに、午前は会計課の各担当職員に講義をしていただき、午後からは外部講師の消費・安全局総務課会計指導班から「動物検疫所の会計事務における留意点」、大臣官房経理課から「契約関係事務」、評価改善課から「24年度会計実地検査結果及び会計監査の現状」、最後に予算課から「決算の適正化」について、それぞれの分野の課題等について講義していただきました。この午後からの研修には、動物医薬品検査所から3名、横浜植物防疫所から4名及び中部支所と成田支所からも2名が聴講に来られ、また横浜会計課の職員も参加して総勢26名で研修を受講しました。

3日目の午前中は「証拠書マニュアル作成」を課題にフリートーキングを行い活発な話し合いが行われました。研修最後の質疑応答については、事前に質問事項を各支所をお願いしていましたが、時間が短くなったため回答のみで終わってしまいました。今後のスケジュールの建て方の課題としたいと思っています。そして研修生にアンケートの提出をしてもらい3日間の研修を修了しました。

研修生に提出していただいたアンケートに、質疑応答の時間をもう少し取ってほしい、文書システムの研修をお願いしたいとの意見があり、これらの意見も参考に、担当業務に必要な専門的知識をもった職員を育成できるよう、より充実した研修計画を検討していきたいと考えています。

・動物検疫所における研修を終えて

(研修生)

(上野山 慧)

4月に農林水産省に入省してから半年間、家畜防疫官に必要な知識及び技術について研修を受けました。動物の輸出入検疫業務、畜産物の検疫、精密検査、空港業務及び企画調整業務研修を経験し、その根幹となる法律及び家畜防疫官としての考え方について多くのことを学びました。実際に業務に当たると、入省時に考えていた検疫業務と異なる点も多くあり、研修を通して動物検疫業務の全体像を理解することができました。

現在、日本はTPPへの参加を表明し、畜産分野において成長戦略の重要性が更に必要となってきました。まさに世の中の仕組みが大きく変わりつつある現代において、動物検疫の重要性は今後さらに高まるものと考えます。その中で、ただ業務を遂行するだけでなく、家畜防疫官としてなぜその業務に取り組むのかという根拠を1つ1つの業務に対して自分に問いかけながら取り組んでいきたいと思っています。

残りの半年間は、本省にて行政の面から動物検疫業務について学ぶこととなりますが、今回の動物検疫所で得た経験及び知識をもとに、日本の動物検疫業務が実際にどのように統括されている

かについて知り、行政と現場の両方の立場から動物検疫業務について考えられる家畜防疫官になりたいです。

(原崎 多代)

4月～6月まで動物検疫課、7月に畜産物検疫課(合庁)、8月に川崎分室、9月に企画調整課にて研修を受けました。また、その間に1週間の成田空港研修、2週間の新門司検疫場研修等もありました。

動物検疫課では豚、アルパカ及び乗用馬のロットに携わることができました。中でも乗用馬は入検前準備から搬出立会まで一連の輸入検疫業務に携わることができ、動物検疫の流れを知ることができました。アルパカの剖検というめったにない機会にも立ち会うことができ、大変貴重な経験ができたと思います。

畜産物検疫課は、今年から川崎分室と1ヶ月ずつの研修となりました。合庁と川崎分室では扱う畜産物の種類がかなり異なるため、両者で研修を受けることにより、肉類から稲わら、羽毛、動物性加工たん白と畜産物について一通り学ぶことができたと思います。来年も合庁と川崎分室2ヶ所でしっかり研修を行ってほしいです。ただ、1ヶ月では輸入検査で手一杯で、輸出に関してはあまり学べなかったため、その点が心残りです。

企画調整課はOIE疾病発生情報の把握から動検HPの問い合わせ対応もしていると知り、その業務の多さに驚かされました。要領作成など動物検疫所全体に影響する業務を行えるため、非常にやりがいがある仕事であると感じました。

半年間で非常に様々な体験をさせていただき、動検の業務を表面上ではあるが一通りは見ることができたと感じています。どの業務もやりがいがあり、来年どこの部署に配属されるか今から楽しみです。

(岩永 達也)

動物検疫所での研修を行うに当たって、自分はまず動物検疫という制度の全体像の把握に努めました。国内の家畜を伝染病から守るために、どういった手段が必要なのか、そのために動物検疫

の現場ではどのような業務が行われているのか、そういった点を理解したいとの思いで研修に臨みました。半年間の研修で動物検疫課や畜産物検疫課、空港等様々な部署での業務について学び、制度の完全な理解には程遠いものの、動物検疫所がどのような仕事をしているのか、またそれはどういった理由から行われているのかをおぼろげながら掴むことができたように思います。また、動物検疫業務が家畜伝染病予防法をはじめとする法令や通知等の文書に基づいて行われているという考え方は、学生時代には決して得られないものであり、今回の研修でこのような考え方を身につけることができたのは自分にとって大きな収穫でした。

今年度の研修は初めてOJT担当官1人に研修生が1人つき、担当官とともに各種業務を経験するというものでした。職員1人が行う様々な業務を、小さな作業も含めて全て傍で見学し、経験することができたので、動物検疫業務の流れとともに、今後家畜防疫官として仕事をする際の具体的なイメージをつかむことができ、大変良い勉強になったと感じました。2年後以降はこの半年間の経験を生かし、自身の勉強だけでなく、的確かつ迅速な作業によって組織に貢献できるようになりたいと思います。

・人事異動

(平成 25 年 8 月 2 日～10 月 1 日まで)

(平成 25 年 8 月 5 日付け)

大畑 絵美 退職(成田支所検疫第2課)(臨時的任用)

(平成 25 年 8 月 6 日付け)

濱砂 裕子 育児休業(成田支所検疫第2課)
大畑 絵美 成田支所検疫第2課(臨時的任用)
瀬口 渥子 退職(神戸支所大阪出張所)(臨時的任用)

(平成 25 年 8 月 7 日付け)

梅村 幸子 育児休業(神戸支所大阪出張所)
瀬口 渥子 神戸支所大阪出張所(臨時的任用)

(平成 25 年 8 月 10 日付け)

青柳 真以 退職(門司支所福岡空港出張所)(臨時的任用)

(平成 25 年 8 月 11 日付け)

青柳 真以 門司支所福岡空港出張所(任期付任用)

(平成 25 年 8 月 25 日付け)

黒本 光一 退職(神戸支所大阪出張所)(臨時的任用)

(平成 25 年 8 月 26 日付け)

廣澤 千恵 育児休業(神戸支所大阪出張所)
黒本 光一 神戸支所大阪出張所(臨時的任用)

(平成 25 年 9 月 1 日付け)

石渡 祥子 精密検査部微生物検査課(臨時的任用)

(平成 25 年 9 月 30 日付け)

中嶋 直綱 退職(中部空港支所小松出張所)
大畑 絵美 退職(成田支所検疫第2課)(臨時的任用)
高橋 昌広 退職(羽田空港支所東京出張所)(臨時的任用)

(平成 25 年 10 月 1 日付け)

新居 朋昭 企画管理部企画調整課主任検疫官
(企画管理部企画調整課)

長田 幸恵 成田支所検疫第 1 課主任検疫官(成
田支所検疫第 3 課主任検疫官)

久保 顕志 成田支所検疫第 3 課主任検疫官(門
司支所検疫第 2 課)

富安 明子 門司支所検疫第 1 課主任検疫官兼
門司支所検疫第 2 課(中部空港支所
検疫課)

浦野 智弘 総務部会計課国有財産係長(消費・
安全局総務課会計指導班用度係長)

福士 智子 検疫部畜産物検疫課(川崎分室)(成
田支所検疫第 2 課)

小薬 優子 企画管理部調査課(成田支所検疫第
1 課)

笹井 陽子 成田支所検疫第 2 課(企画管理部調
査課)

久保 祐里 成田支所貨物検査課(門司支所博多
出張所)

村藤 義訓 中部空港支所検疫課(羽田空港支所
検疫課)

井上明日香 中部空港支所小松出張所(中部空港
支所検疫課)

岡本 悠介 関西空港支所検疫第 1 課(神戸支所
大阪出張所)

山本 智士 神戸支所大阪出張所(関西空港支所
検疫第 1 課)

長江 和紀 門司支所博多出張所(成田支所検疫
第 2 課)

野島 日依 新規採用(中部空港支所検疫課)

北島 裕也 新規採用(成田支所検疫第 2 課)

上野 優太 新規採用(羽田空港支所検疫課)

栗原 綾香 検疫部動物検疫課(検疫部動物検疫
課兼消費・安全局動物衛生課)

清水万里江 検疫部動物検疫課(検疫部動物検疫
課兼消費・安全局動物衛生課)

川本 欽也 検疫部動物検疫課(検疫部動物検疫
課兼消費・安全局動物衛生課)

岩永 達也 検疫部動物検疫課兼消費・安全局動
物衛生課(検疫部動物検疫課)

原崎 多代 検疫部動物検疫課兼消費・安全局動
物衛生課(検疫部動物検疫課)

上野山 慧 検疫部動物検疫課兼消費・安全局動
物衛生課(検疫部動物検疫課)

佐藤 良子 生産局畜産部畜産企画課畜産専門
官(総務部庶務課課長補佐)

佐々木隆行 生産局総務課事業推進班管理係長
(総務部会計課国有財産係長)

村瀬 弥生 消費・安全局動物衛生課検疫企画班
国際畜産物検疫係長(成田支所貨物
検査課)

細字真理枝 退職(検疫部畜産物検疫課)(臨時
の任用)

- 以上 -

・所内研修履歴（8～9月）

【平成 25 年度新規採用者（前期）新門司研修】

期間：平成 25 年 8 月 19 日～ 30 日

場所：動物検疫所門司支所検疫第 2 課

人数：5 名

内容：動物検査業務に必要な基本的知識の付与及び係留施設における実習

【平成 25 年度 I 種新規採用者（前期）狂犬病検査研修】

期間：平成 25 年 9 月 9 日～ 10 日

場所：成田支所天浪検疫場、横浜本所

人数：3 名

内容：犬の脳摘出及び狂犬病の蛍光抗体法等



【平成 25 年度 II 種新規採用者（前期）研修（第 2 回）】

期間：平成 25 年 9 月 11 日～ 13 日

場所：横浜本所

人数：2 名

内容：諸外国における食肉生産プロセス、畜産物に関する動物検疫業務について、動物衛生課及び食品安全委員会の業務について、家畜防疫官としての心構え及び業務研修報告等

【平成 25 年度 I 種新規採用者（前期）研修（第 3 回）】

期間：平成 25 年 9 月 18 日～ 20 日

場所：横浜本所

人数：3 名

内容：関連法規の逐条解説、危機管理関係、講師と研修生の法律解釈・実務に関するディスカッション及び業務研修報告

◎OIE疾病発生状況（2013年7月分～2013年8月分 Vol.26-27～26-36）

最終届出日	最終発生報告日	国名	地域	疾病	対象動物	同居数	発生数	死亡数	処分数	と殺数
2013.8.31	2013.8.31	メキシコ	GUANAJUATO JALISCO	高病原性鳥インフルエンザ	鳥	10,005	1	0	5	0
2013.8.30	2013.8.30	南アフリカ	WESTERN CAPE PROVINCE	低病原性鳥インフルエンザ	鳥	2,128	118	0	0	0
2013.8.30	2013.8.30	ギリシャ	ANATOLIKI MAKEDONIA KAI THRAKI	羊痘、山羊痘	山羊 羊	35 318	0 70	0 3	35 315	0 0
2013.8.30	2013.8.30	キルギス	CHUY	炭疽	牛	9	1	1	0	0
2013.8.30	2013.8.30	南アフリカ	GAUTENG	低病原性鳥インフルエンザ	鳥	2,000	4	0	0	0
2013.8.29	2013.8.29	台湾	NAN-TOU	狂犬病	イタチアナグマ		2	2	0	0
2013.8.29	2013.8.29	シンガポール	SINGAPORE	オウム病	鳥	3	1	1	0	0
2013.8.28	2013.8.28	イタリア	EMILIA-ROMAGNA	高病原性鳥インフルエンザ	鳥	121,705	27,000	364	0	0
2013.8.26	2013.8.26	ギリシャ	KENTRIKI MAKEDONIA	狂犬病	アカギツネ		1	1	0	0
2013.8.26	2013.8.26	ギリシャ	PELOPONNISOS ANATOLIKI MAKEDONIA KAI THRAKI	ウエストナイル熱	馬	18	4	1	0	0
2013.8.26	2013.8.26	中国	TIBET	口蹄疫	牛	395	106	0	388	0
2013.8.26	2013.8.26	コロンビア	LA GUAJIRA	豚コレラ	豚	15	6	6	0	0
2013.8.20	2013.8.20	ジンバブエ	MASVINGO	口蹄疫	牛	2,145	41	0	0	0
2013.8.20	2013.8.20	南アフリカ	MPUMALANGA	口蹄疫	牛	4,298	5	0	0	0
2013.8.19	2013.8.19	ロシア	AMURSKAYA OBLAST	口蹄疫	牛 豚	56 125	3 7	0 0	0 0	0 0
2013.8.19	2013.8.19	南アフリカ	LIMPOPO	口蹄疫	牛	555	4	0	0	0
2013.8.19	2013.8.19	カンボジア	BATTAMBANG	高病原性鳥インフルエンザ	鳥	2,000	1,346	1,346	654	0
2013.8.26	2013.8.18	ナミビア	CAPRIVI	口蹄疫	牛	2,231	27	0	0	0
2013.8.13	2013.8.13	中国	TIBET	口蹄疫	牛 羊/山羊	51 6	14 0	0 0	51 6	0 0
2013.8.13	2013.8.13	パナマ	COCLE	牛型結核	牛	2,000	9	1	0	8
2013.8.5	2013.8.5	インド	CHATTISGARH	高病原性鳥インフルエンザ	鳥	8,442	4,064	2,856		
2013.8.15	2013.8.5	トルコ	ANKARA	馬インフルエンザ	馬	10	10	0	0	0
2013.8.6	2013.8.5	オランダ	FRIESLAND	低病原性鳥インフルエンザ	鳥	9,043	1	0	9,043	0
2013.8.30	2013.8.2	台湾	HUA-LIEN	低病原性鳥インフルエンザ	鳥	11,672	20	0	0	0
2013.8.2	2013.8.2	台湾	HUA-LIEN	低病原性鳥インフルエンザ	鳥	13,400	20	0	0	0
2013.8.20	2013.7.29	ブラジル	SERGIPE	粘液種病	うさぎ	67	26	1	25	0
2013.7.25	2013.7.25	南アフリカ	FREE STATE WESTERN CAPE PROVINCE	低病原性鳥インフルエンザ	鳥	9,374	3,400	0	0	0
2013.7.24	2013.7.24	ベルギー	VLAAMS BRABANT	アメリカ腐蛆病	蜜蜂	3	2		3	
2013.7.23	2013.7.23	エクアドル	PICHINCHA	バロア病	蜜蜂	20	20	1	0	0
2013.7.17	2013.7.17	キプロス	LEFKOSIA	ニューカッスル病	鳥	43	0	27	43	0
2013.7.15	2013.7.15	ラトビア	LATVIA	豚コレラ	イノシシ		7	0	7	0
2013.7.15	2013.7.15	セルビア	SRBIJA	炭疽	牛	1	1	1	0	0
2013.7.10	2013.7.10	南アフリカ	WESTERN CAPE PROVINCE	アフリカ馬疫	馬	18	4	1	0	0
2013.7.9	2013.7.9	ロシア	YAROSLAVSKAYA OBLAST	アフリカ豚コレラ	イノシシ	90	1	1	0	0
2013.8.20	2013.7.8	モンゴル	BAYAN-ULGII	口蹄疫	牛 山羊 羊		666 179 411	0 0 0	666 179 411	0 0 0
2013.7.29	2013.7.4	ベラルーシ	VITEBSK	アフリカ豚コレラ	豚	20,611	26	21	20,590	0

情報元ホームページアドレス http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Diseaseinformation/WI
2013年7月～2013年8月のOIEに報告された頭数の崇敬値

◎畜産物・動物の輸出入検疫数量実績（平成25年7月、8月）

（単位： KG）

品目名		輸入		輸出		
		7月	8月	7月	8月	
骨類	骨	1,622,145	2,227,310	-	-	
	碎骨	1,517,708	914,826	-	-	
	蹄角	123,357	74,506	-	-	
	骨髄	126,546	143,841	7	7	
	蹄角粉	62,739	63,084	-	-	
	その他の骨	350	3	-	-	
	計	3,452,846	3,423,569	7	7	
肉類	牛肉	冷蔵	22,805,073	20,801,101	34,593	31,465
		冷凍	47,617,749	42,764,063	30,669	17,722
		その他	15,279	16,696	-	-
		加熱処理	506,177	373,730	-	-
	豚肉	冷蔵	26,594,265	25,257,250	1,197	1,349
		冷凍	52,313,507	50,180,936	274,912	112,279
		その他	3,800	8,289	49	115
		加熱処理	1,248,553	1,265,296	-	-
	めん羊肉	1,663,152	1,372,108	-	-	
	山羊肉	8,450	11,511	-	-	
	シカ肉	175	-	-	-	
	その他の偶蹄類肉	-	-	-	-	
	加熱処理その他の偶蹄類肉	-	-	-	-	
	ハム	234,280	209,227	544	1,062	
	加熱処理ハム	14,324	28,295	-	-	
	ソーセージ	1,321,847	1,260,904	2,015	2,653	
	加熱処理ソーセージ	3,131,589	2,485,428	-	-	
	ベーコン	348,831	231,566	376	373	
	加熱処理ベーコン	14,378	41,788	-	-	
	馬肉	507,485	376,493	-	-	
	兔肉	2,892	5,492	-	-	
	犬肉	15,000	-	-	-	
	家禽肉	38,711,876	35,449,674	987,816	649,172	
	家禽加熱処理肉	35,939,026	31,357,214	-	-	
	非加熱 その他の肉	牛	650,658	540,058	61,605	2,308
		豚	210,161	127,274	12,295	13,038
		家禽	21,109	19,423	16,299	10,048
その他		108,341	110,996	3,028	5,446	
加熱処理 その他の肉	牛	233,643	244,648	-	-	
	豚	4,060,863	3,877,878	-	-	
	家禽	3,742,342	3,873,606	-	-	
	その他	516,606	394,269	-	-	
計	242,561,431	222,685,216	1,425,399	847,033		
臓器類	牛臓器	129,180	101,703	-	-	
	豚臓器	40,072	69,437	2,213	4,030	
	その他の偶蹄類臓器	1,667	588	-	-	
	加熱処理牛の臓器	-	-	-	-	
	加熱処理豚の臓器	-	-	-	-	
	加熱処理その他の偶蹄類臓器	-	-	-	-	
	偶蹄類以外の臓器	141,226	109,789	6	462	
	消化管等	2,296,398	2,183,484	41,005	42,132	
	加熱処理消化管等	24,096	-	-	-	
	ケーシング	265,890	231,400	-	-	
	脂肪	2,174,527	1,865,709	-	-	
	非加熱その他の臓器	9,078	1,119	-	2	
	加熱処理その他の臓器	-	-	-	-	
	加熱処理家禽臓器	504,290	376,061	-	-	
	加熱処理その他の家禽臓器	4,050	-	-	-	
	計	5,590,474	4,939,291	43,224	46,625	

(単位： KG)

品目名		輸入		輸出	
		7月	8月	7月	8月
卵類	殻付卵	—	13	111,467	125,710
	液卵	573,626	587,639	—	—
	その他の卵	2	173	—	180
	計	573,627	587,826	111,467	125,890
皮類	牛皮	2,380,303	2,896,736	1,022,415	1,137,689
	豚皮	240,004	181,556	5,733,280	5,302,866
	めん羊皮	1,689	21,005	—	81
	山羊皮	30	647	—	—
	シカ皮	15,655	21,819	—	—
	その他の偶蹄類の皮	—	—	—	—
	馬皮	226,313	185,194	—	—
	兎皮	66,150	22,050	—	—
	犬皮	623	—	—	—
	その他の皮	—	—	—	—
計	2,930,766	3,329,006	6,755,695	6,440,636	
毛類	牛毛	—	—	—	—
	豚毛	350	8,235	—	—
	羊毛	—	542	—	—
	山羊毛	24,815	24,825	104	—
	シカ毛	—	—	20	20
	その他の偶蹄類の毛	20,160	14,000	—	—
	馬毛	10,027	13,444	8	—
	兎毛	1,140	4,420	—	—
	羽毛	442,338	394,540	23,413	16,671
	犬毛	—	—	—	—
その他の毛	—	1,150	—	—	
計	498,829	461,157	23,545	16,691	
ミール類	血粉	178,771	98,089	—	—
	肉粉	4	2	—	—
	肉骨粉	—	—	—	—
	羽毛粉	—	—	—	—
計	178,774	98,091	0	0	
その他畜産物	精液（アンプル）	78,434	40,242	—	—
	受精卵（個）	289	167	—	—
	ふん・尿	—	4	—	—
計	0	4	0	0	
わら類	穀物のわら	11,195,740	10,759,270	—	—
	飼料用の乾草	—	8,010	—	—
	その他	190,880	173,010	—	—
	計	11,386,620	10,940,290	0	0
総計	267,173,366	246,464,449	8,359,337	7,476,883	

(単位：頭、羽、群)

動物名	輸入		輸出	
	7月	8月	7月	8月
牛	385	1,575	—	—
豚	142	248	—	—
その他の偶蹄類	—	—	—	—
馬	480	13	2	7
兎	1,033	2,068	9	5
初生ひな（鶏）	51,572	29,752	—	—
初生ひな（その他）	858	—	—	—
みつばち（群）	578	—	—	—
指定検疫物以外の動物	—	—	14,839	11,619
犬	610	549	577	571
猫	179	127	177	183
きつね	—	—	—	—
サル	336	156	—	—

※ 解放重量ベースの速報値



平成 25 年 7 月 17 日から 19 日の 3 日間、平成 25 年度の事務官研修が行われました。

◎動検通信（検疫部管理指導課長）

今年の夏は「国内観測史上初」の暑さや「これまで経験のないような」大雨等、いろいろと大変な季節でした。大雨等で被害を受けられた方に心からお見舞いを申し上げます。気象庁では 8 月 30 日から通常の警報基準をはるかに超える大雨等について、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けるそうです。このうち大雨の基準としては「50 年に一度の値」として過去 20 年分のデータを元に算出した数値が用いられるそうです。

一方、過去の記録と照らし合わせて現在の状況を分析し、必要な手段を講じるということは、動物検疫所でも通常の輸出入検査業務等で実行しているところです。当課関連の業務では、検査室で使用する検査機器の日常点検があります。例えば冷蔵庫の温度が過去の記録と照らし合わせて、通常の範囲を大きく超えた値を示した場合、原因は何か、修理は必要か、庫内で保管している試薬等の品質は問題ないか等の検証が必要となります。

数値の記録やその検証は、煩雑な上、具体的な成果に乏しく、何のために実施しているのかわからないことがあるかもしれません。しかしながら記録の積み重ねとその検証が、最終的に我々が目標とする「検査室における検査の信頼性の確保」につながります。今年度になって、いくつかの機関より、ISO17025 を含め動物検疫所の検査の信頼性確保業務について質問を受ける機会が増えました。その中で、検査機器の日常点検や、各所における標準作業書の作成等をあたりまえに実施している状況を継続することが重要であると改めて感じているところです。

今では笑い話ですが、動物検疫所の各検査室に初めて実地点検が行われた際には、「検査の記録は鉛筆で書いてはいけならしい。」「冷蔵庫を毎日点検しないとイケないらしい。」と不安になりながら職員同士で情報交換したことを思い出されます。通常の業務としてあたりまえに検査機器の点検等が実施されている現在では、そのような時代があったことが想像できない状況となっています。これもひとえに過去、管理指導課に在籍した職員の尽力及び職員全体の意識向上の成果だと思えます。検査の信頼性確保について、現在の体制を維持し、さらに発展させるべく今後とも皆様のご協力をお願いします。

最新のトピックスはこちらへ

動物検疫所のホームページ

<http://www.maff.go.jp/aqs/>

農林水産省のホームページ

<http://www.maff.go.jp/>

OIE のホームページ

http://www.oie.int/eng/en_index.htm

編集・発行 農林水産省

動物検疫所企画管理部

横浜市磯子区原町 11 - 1

(045) - 751 - 5921